

平成29年 第4回 教育委員会定例会議事録

招集日時 平成29年3月29日(水曜日) 午前9時開会/午前11時閉会
招集場所 市民会館2階 第1会議室
教育長 山下修平
出席委員 篠原隆一、山下裕嗣、疎幹子、佐野明子
会議列席者 梶谷事務局長、山田次長兼学校指導課長、山本教育庶務課長、崎田生涯学習課長、中田スポーツ課長、
寫崎文化財保護課長、前野中央図書館長、河崎屋山中図書館長、奥村マラソン開催推進室長、
渡部教育庶務課長補佐

山下教育長 平成29年第4回教育委員会定例会開会宣言

挨拶

本日は年度末の大変お忙しいところ、そして早朝にも関わりませず召集をいただきまして本当にありがとうございます。この年度末というのは市役所も学校も大変忙しい時期で、そんな中で中学校、小学校の卒業式にも参列をしていただき、告辞を述べていただきました。ありがとうございました。そして先日は黒崎小学校の閉校式にも参列をしていただきましてありがとうございました。今、市役所の方も学校の方も人事異動が出まして、毎日新聞を見ても、各市・県の人事異動が載っております。昨日、校長会、教頭会の今年度最後の研修会を行いました。実質は新メンバーによる研修会ということで、来年度に向けての第1回の校長会、教頭会を開催しました。そして定年退職になりました校長先生への感謝状贈呈式も昨日行われました。これで学校の方も新メンバーで新年度を迎える準備を今、着々と進めている段階であります。教育委員の皆さんには本日に会に出席することが多くて、この後も4月2日には成人式、そして6日には午前中は小学校、午後は中学校の入学式があり、またそこで祝辞を述べていただくことになるかと思っております。ここ1カ月くらいいろいろな会に出ていただく回数が多いですが、またよろしく願いいたします。そこで人事異動が出たのと同じように、加賀市教育委員会でも新メンバーを迎えました。今日から佐野さんに出席をいただいておりますので、簡単に自己紹介をしていただけますか。

佐野委員 皆さん、おはようございます。動橋の佐野といいます。このようなこともすべて初めてですので、皆さんからいろいろ教えていただければと思います。またよろしく願いいたします。

山下教育長 新しいメンバーをお迎えして、私も含めて5人体制でやっていきたいと思っております。またよろしく願いいたします。それでは、事務局側の人事異動も併せてここで発表していきたいと思っております。

梶谷局長 では、順次自己紹介的なかたちで行ってきたいと思っております。事務局長をしております梶谷と申します。教育委員会の庶務課で4年、事務局長で1年が終わるということで、5年連続というかたちになります。またよろしく願いいたします。

山田次長 事務局次長兼学校指導課長を2年間勤めさせていただきました山田と申します。このたび4月から山代小学校の方に行くことになりました。特に疎委員さんにはお世話になると思います。よろしく願いいたします。

山本課長 教育庶務課の課長をしております山本です。昨年4月に庶務課にきまして、来年度もまた引き続きお世話になります。よろしく願いいたします。

崎田課長 生涯学習課長の崎田でございます。私も山本課長同様、昨年4月から生涯学習課の方へきまして配属2年目となります。よろしく願いいたします。

前野館長 中央図書館長の前野です。中央図書館に来て5年が経ちました。館長は1年間させていただきました。また来年度も引き続きよろしく願いいたします。

河崎屋館長 現在、山中図書館長をしております河崎屋でございます。今度の人事異動で私は山中漆器産業技術センターの方へ異動することになりました。これが最後の委員会となります。後任には監査事務局長をされております谷口がまいりますので、またよろしく願いいたします。

中田課長 スポーツ課中田でございます。よろしく願いいたします。私は3年を終了いたしました。4年目に入ります。次年度もまた新しい事業をたくさん展開する予定になっております。また皆様のご協力をよろしく願いいたします。

奥村室長 マラソン開催推進室長の奥村と申します。よろしく願いいたします。来月4月16日に加賀温泉郷マラソンが開催されます。またよろしく願いいたします。

鳶崎課長 昨年4月から文化財保護課長をやっております鳶崎です。よろしく願いいたします。

梶谷局長 教育委員会の定例会に説明員として事務局側から出席するのは、管理職が出席することになっております。参事は必要に応じて出席するというかたちをとっております。学校指導課の方に平塚という者が参事としております。主に教職員の人事担当をしております。それから文化財保護課の北口は3月31日までは今のところ課長補佐で文化財保護課におりますけれども、4月からは昇任して参事になるということであり、参事は必要に応じて出席するというかたちをとりますので、またよろしく願いいたします。

山田次長 すみません。今度私の後任には、現庄小学校の校長をしております向出章さん、大変行政経験が豊富で、県の教育委員会、小松市の教育委員会等に勤めておりまして、非常に有能な人材でございますので、またよろしく願いいたします。以上です。

山下教育長 今、紹介がありましたように学校指導課長の山田さんと、山中図書館長の河崎屋さんがこの中で異動になりますが、それ以外は皆さんそのまま引き続いてということであり、仕事内容がよくわかったメンバーで29年度もスタートできるかなと思いますので、よろしく願いいたします。4月2日には先ほども言いましたように、生涯学習課担当の成人式、そして4月15、16日には、マラソン開催推進室担当の加賀温泉郷マラソンがあります。教育委員会としては年度始めに大きな事業を2つ抱えております。スムーズにできるようにまたよろしく願いいたします。

それでは審議事項に入っていきたいと思っております。議案第12号、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について山田次長お願いいたします。

- 議案第12号 小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委

嘱について

山田次長

資料に基づき説明

山下教育長

小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱ということで、黒崎小学校が閉校しましたので、黒崎小学校の学校医関係はすべて解嘱。それから東和中学校で1名、解嘱並びに委嘱があったということで、3ページには加賀市内の小学校、4ページには中学校の医師・薬剤師の一覧が載っております。5ページにはその規則が載っております。この件について何かご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。では議案第12号、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について賛成の方は挙手をお願いします。

委員

全委員挙手

山下教育長

全会一致で可決といたします。続いて議案第13号、加賀市スポーツ推進委員の委嘱について中田課長お願いいたします。

- 議案第13号 加賀市スポーツ推進委員の委嘱について

中田課長

資料に基づき説明

山下教育長

加賀市スポーツ推進委員の委嘱についてということで、残念ではありますが、清水里恵さんがお亡くなりになりましたので、その欠員として浅野佳代子さんを委嘱するという件であります。7ページには現在のスポーツ推進委員の全員の方の名簿が載っておりますし、8、9ページに関しては規約でございます。この件について何かご意見、ご質問ございませんか。

篠原委員

お願いします。今、大聖寺地区の清水さんがお亡くなりになったとお聞きしたんですが、この名簿を見ますと、各地区バランスよく推選されておられます。特に地域割りはないんだろうなと思っているんですが、例えば清水さんは大聖寺地区の方でいらっしゃいますから、その方の後任として例えば大聖寺地区の方から選ぶ方法もあったんじゃないかなと思います。全体を見ますと、地区推選と市推選があって、私も詳しく存じ上げないんですが、ある程度の決まりみたいなものがあれば教えてください。

中田課長

はい、規定では30名の定員になっております。市内に21地区ございますので、各地区から1名の推薦をいただいて委嘱をいたしております。残りの9名につきましては人口のこともありますし、事業をたくさんされている地区もありますので、そちらの方は市推選というかたちで、地区からできれば2名ずつとは思っているんですが、なかなかそういうこともできませんので。あとはずっと続けられている方のご意思を尊重するということがあります。非常に意欲があって、是非続けていきたいという方のご意見をお聞きしながら、推進委員につきましてはそういうかたちで選出させていただいております。ですので、多少年度や任期によっては少し大聖寺地区が手薄になったり、山代地区が手薄になる可能性もあるんですが、その辺は配慮しながら、なるべく現在の状況を保ちながら選任を行っているのが事情でございます。

篠原委員

ありがとうございます。

山下教育長
梶谷局長

他、ございませんか。

すみません、ひとつ訂正なんですけれども、浅野委員の任期が3月1日からとなっているんですが、本日からということです。本日から平成30年の3月31日までで、委嘱の間まで空白期間があったということで、さかのぼりではなく、29日からということで理解していただきたいと思います。

山下教育長

それでは委嘱日が3月1日となっておりますが、3月29日に訂正をお願いいたします。それでは議案第13号、加賀市スポーツ推進委員の委嘱について賛成の方は挙手をお願いします。

委員

全委員挙手

山下教育長

全会一致で可決いたします。続いて議案第14号、加賀市立学校通学区域規則の一部改正について山田次長お願いいたします。

● 議案第14号 加賀市立学校通学区域規則の一部改正について

山田次長 資料に基づき説明

山下教育長

今の議件は通学区域規則の一部改正ということで大きく4点。百々町住宅を削るということ、黒崎小学校とひばりヶ丘分校を削るということ、それから黒瀬町と二子塚町の改正と、山中町を行政区域に統一するという。この4点への変更が、今説明がありました12～15ページの新旧の対照表でわかるように書かれているということであります。これについてご意見、ご質問ございませんか。

山下委員

はい、何点かお願いします。菅谷小学校統合の時に一度指摘した、山中の奥の方の水没地区はなくなっているんです。ただ一応杉水、市谷等残っておりますが、例えば枯淵とか、水没ではなくて、住まう可能性がある地名が抜けてしまっているのはどうなのかなというのがひとつあります。もちろんその可能性はほぼないと思いますが、その辺についてなにかしらの法的に残しておくのが必要なのかなと思うのがまず1点でございます。2点目は、市のホームページでも見たんですが、行政区名が黒瀬町の一部とか、一部というのが非常に多いわけですね。山中でも以前、上原町の一部というのがありましたが、これは明確に分かれていて、2丁目とその他できちんと明確なものがあったんですね。例えば黒瀬町や二子塚町等々でも班分けがされているとか、8号線で区切っているとか、そういった明確なものがあればはっきりするんじゃないかなというのが2点目であります。

3点目は、行政区というのはいわゆる町内会でございますので、おそらく山中も近年といたしません、そろそろ町内会の再編の検討を始めている地区もあるかと思えます。そうすると行政区というのがころころ変わってくるんじゃないかという懸念がございます。一斉に変わればいいんですが、その都度変えるのでは大変かなと思うので、例えばこれに補足を付けて5年ごとに見直しをすると、その見直しの間変わった町名については従前の通りにするというような、年限を設けた改訂とか見直し補足が何かあれば、何度も何度も変わったごとに変えなければならないというのが防げるのではないかなというのがございます。以上です。

山下教育長
山本課長

はい、それでは今の3点の質問に対して山本課長お願いします。
今ほどの山下委員さんのご意見、ご質問ですけれども、まず今回、行政区域に改めたということで、この行政区域といいますのは、いわゆる町内会的なものとして捉えていただければわかりやすいかなと思うんですけれども。それを市として行政サービスを提供するにあたっての範囲として定めているものが、行政区域と呼ばれるものです。今、山下委員さんがおっしゃったように、人が新しくある場所に住み始めると、その行政区域という範囲が変わってまいります。この行政区域を所管しておりますのは、地域づくり推進課という街づくりを構えている課が所管しておりますが、そちらの方の取り扱いとしましては、家1軒がぼつんと建ったからといって、その時点で行政区域の範囲を変えろといった取り扱いはしていないということでありまして、家が建ったところに、家が増えて集落的なかたまりになった時点で、その行政組織の範囲を設定し直すといった取り扱いをしているところがあります。それで今回の通学区域の規則ですけれども、例えば今おっしゃった山中の枯淵町、そこに今人は住んでいませんけれども、そこに人が住み始めて、改めて行政区域に設定されたその際には、その実態に合わせるかたちでこの通学区域規則も改正をしていくということで今考えております。ですから、行政区域というものが発生した時点で、行政区域の実態に合わせて通学規則も改正を行っていくということがひとつです。もうひとつの例でおっしゃったのが山中の上原町の一部が加美谷台の行政区域に入っているという実態があります。そのことが既にこの規則の現在に現れておりまして、14ページを見ていただきまして、左側の表です。その上から2行目、山中温泉上原町二丁目というふうに明記されております。この二丁目が入っているわけですので、確かに特定はされているんですが、この規則の書き方として個別にこういった狭い二丁目だけを特定していきますと、全体の書き表し方のバランスが確保できなくなりますので、規則としてはあくまでも行政区域の名称をもって整備をします。実務的には担当の職員の方で上原町の二丁目は加美谷台の方だと別の資料を持っておりますので、実際に話が持ち上がってきたときは、実務の取り扱いに添いながら混乱のないように整備をしていっているのが現状であります。ですから、規則上ではあくまでも行政区域で表しまして、一部分かれるところは〇〇町の一部というような書き方で表していくというのが2点目であります。

そして3点目に言われました年限を区切って、例えば5年ごとに改正を行うとか、そういったかたちで実態と齟齬が起きないようにしていくのはどうかというお話でした。それにつきましても、今言いました行政区域の実際に変更があった時点で時点で改正を行っていくということで解消をしていきたいというふうに思っております。以上です。

山下委員

行政区分を改正ごとにとというのが非常に気になるわけでありまして。おそらく近い将来に町内会の再編が各地で起こってきます。そうするとその都度この会にあげないといけないというのが非常に懸念されますので、5年ごとという見直し期間において、「この間にあった行政名変更については従前の通りにする」という一文をおいておけば、5年ごとにこれを見直せばいいという、実務上は変わらないけれども、こういう混雑なことを減らそうという意見でございますので、また参考をお願いいたします。

山本課長 今ほどのご提案については、またこういった規則類の専門の部署もありますので、そちらの方ともまた相談しながら、一番煩雑さを免れられるようなやり方を考えていければと思います。

梶谷局長 山中の方で再編の動きがあるということですか。

山下委員 まだ動きではないです。ただ話に上がってくるようになってきました。中田さんそうですね。

中田課長 実は西谷地区の一町内が山中温泉地区の方に入ることになりまして、下谷町なんですけれども、そうしますと菅谷小学校の区域が下谷町の一部というかたちになっていたかなと。そういうなかたちで、山中地区というか旧山中町の範囲では、東谷においても人口減少が著しいと、住所はあるけれども実際に住んでいないという実態がありますので、西谷ほどではないかもしれませんが、東谷の方も少しこちらの方と一緒にという話がないこともないもので。今山下委員さんがおっしゃるような動きが山中地区においては少し合併以来やってきたんですが、やはりちょっと不都合がでてきている現状が少しあるように思います。

山下教育長 他、ございませんか。今の話ですと、山中地区が今後変わっていく可能性があるということですが、今現在はこういうかたちでということ。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全委員挙手

山下教育長 全会一致で可決といたします。議案第15号、加賀市中谷宇吉郎科学奨励賞表彰規則の一部改正について山田次長お願いいたします。

● 議案第15号 加賀市中谷宇吉郎科学奨励賞表彰規則の一部改正について
山田次長 資料に基づき説明

山下教育長 これは改正後のかたちにもう既になっているんですが、何年くらい前からですかね。

梶谷局長 私が来た時にはもう今のままです。5年以上前ですね。

山下教育長 相当前から改正後のこのかたち、いわゆる小学生は加賀市内の小学生、そして中学生は日本国内の中学生から募集して、若手研修者は雪氷学会が推薦するものと、こういうかたちになっていたんですが、規則としては変わっていなかったと。これを今、既に行われているかたちに変えるというものであります。本来ならもっと早くに改正をしていなければいけなかったのが、今になったということでご理解をいただきたいと思います。これについてご意見、ご質問ございませんか。

疎委員 はい、質問なんです。19ページの改正案の「一層の発展を期して」というのは、今は結果は出ていないけど、研究中でもいいということですか。以前は結果を見てということでしたが、今は研究中でもいいですよというそのような話ですかね。それと受賞者の決定で、以前は理科系又は数学系の成績が優秀でということ、学校の成績が優秀な子でさらにということでしたが、今は成績のことは問わないんですか。改めてお聞きしたいんですが。

山田次長 これはまず趣旨のところですが、小学生も中学生も研究者も若手ですので、結果よりも

今後の発展という未来志向といいますか、奨励ですから、これから頑張ってくださいということなので、「一層の発展を期して」という文言が加わったものです。あと受賞者の決定の成績優秀のところですけども、成績は資料として求めておりません。研究物または論文を求めているということなので、学校の成績が良いか悪いかというのは、審査の対象にはなっておりませんので、そこを削ったということでもあります。

疎委員

分かりました。

山下教育長

他、ございませんか。では議案第15号、加賀市中谷宇吉郎科学奨励賞表彰規則の一部改正について賛成の方は挙手をお願いします。

委員

全委員挙手

山下教育長

全会一致で可決といたします。続いて議案第16号、加賀市立学校文書取扱規程の制定について山本課長お願いいたします。

● 議案第16号 加賀市立学校文書取扱規程の制定について

山本課長 資料に基づき説明

山下教育長

学校の文書取扱規程ということですが、今までこういうものがなかったと。たまにですが、学校から出したのに教委に届いていないとか、教委から発送したのに学校で受け付けてなかったとか、そういうようなトラブルが若干ございました。そういうことをなくすために28、29ページに載っていますような受付簿、発送簿できちんと管理しながら、最後、校長が決裁をしていくと。これを作ることによってそういったトラブルがなくなるだろうということで、小松市等ではかなり以前からこういうものが採用されておりました。加賀市でもこのかたちで平成29年度から文書の受付・発送をやっていききたいということでもあります。これについてご意見、ご質問ございませんか。

篠原委員

5番の代決のことについてお願いします。「文書管理者が不在の場合の文書受付は」と書いてありますが、校長が不在というのは原則としてないんです。長期出張であるとしても1ヵ月、長くても3ヶ月くらいです。校長不在というのが起きる場合は、校長が病気だとか、あるいは途中で不幸にして亡くなったとかいうときに、代理代行というのがあるんです。例えば従来でしたら、校長さんが病気で入院したとします。その時には教頭さんがいろんな決裁簿を持って病室に行って、判子をもらってきたという経緯があるんです。それがこれでなくなるということで理解してよろしいですね。それでもし校長さんが退院したあとに後閲というかたちになる、あるいは短期の入院の場合はそういった代理代行という制度はありませんけども、長期になってくると、例えば不幸にして校長さんが亡くなられた場合は代行という制度があります。私も以前1ヵ月程入院したことがありまして、その時には教頭さんに代理ということで教育委員会に代理の願いを出して、受けてもらいましたので、そういう時にはそういうかたちで決裁ができると思います。そういうことだけはきちんとしておかないと、なんでもかんでも教頭さんが判子を押して、それが代決であるということにならないようにしていただきたい。歯止めだけしておかないと、代決の重さをきちんと認識していただけないかなと思います。代決というのはほとんどあり得ないので、それを是非学校の方に周知、徹底していただきたい

いのでよろしくお願いいたします。

山本課長 今の篠原委員さんからのご意見ですが、すみません、私の方ではこの代理代行をいう制度を存じ上げておりませんで、その辺りの考え方がこの規定に反映されていない部分があるかもしれません。

山田次長 代理というのは校長が欠けていない場合、長期の出張や入院など1～2週間空けるときに、校長の代わりに教頭が代理できるということです。校長さんが欠けた場合、亡くなったというような場合には代行ということです。代理の場合は校長の責任で教頭が決裁するということですが、代行の場合は教頭の責任で決裁をするというところが少し違うところがございます。ですから、28ページの3番の代決というときには、この山代校長は中央研修に行っているとか、入院しているとかそういうような状況の時かなと思います。以上です。

山下教育長 要は教頭がむやみに代決というかたちにならないように注意をしていただきたいということかと思っておりますので、またそれぞれの学校にその旨を伝えていただきたいと思っております。

篠原委員 関連して、4番に後閲と書いてありますよね。これは基本的にはいらないんじゃないかと思っております。どうしても緊急な場合があっても電話でもなんでも連絡できますので、後から判子を押すのは変な話で。職務が代理・代行になっていれば代決というのはいんです。代決したら決まったことになるので、校長は知らないことになりますよね。ですからそれはまずいと私は思います。法的にいうと学校イコール校長なので、校長が決裁していないことに関することは学校は動きませんので。なので後閲というのはなんであるのかなと私はよくわからないのですが、いかがですか。

山本課長 後閲に関しましては、23ページの第15条に代決及び後閲という項目が載っております。15条の第2項ですね。代決した事項のうち、代決者＝教頭先生の方で、文書管理者＝校長先生の閲覧が必要と認めるものについては、後閲の表示をして、後から内容を確認していただく。ですから代決をしたという時点で、その案件についての決裁は下りているということになるんですけども、内容の重さに応じては代決で決裁はしたけれども、これは校長先生に実際の文書を見てもらって、内容を詳細に把握しておいていただく必要があるというものについては、後閲とすることによって校長が知らなかったということを防ぐ、そういった意味合いで後閲というものを設けた次第であります。

篠原委員 代決をするということは校長は不在だと捉えればいいですね。それも1日、2日であれば全然問題ないし、決裁をしてしまうわけですから、それは決定ですよ。ですからそれはある程度権限がいきますよね。だから校長に代わって代理・代行になった時点で代決ができると私は思っています。でないと、教頭の身分で代決とはいかないんです。押しした時点で決裁をされているので、後閲というのは考えられにくいんですがいかがでしょうか。

山田次長 先ほど28ページの3の例で、例えば校長先生が中央研修に行かなければならなかったとします。代理として教頭が任命されると。ただし2週間の間に決裁しなければならない書類がきますよね。その時には代理者として教頭が任命されているわけですから、代決をするわけです。ただその文章の内容を校長が研修から戻ってきたあと、知らないとい

うわけにはいかない。だからこれを見ましたよということで、2週間後でもこれを見てきちんと確認しましたよというようなしるしで、後閲という欄があるのかなというふうに私は思っているんですが。

梶谷局長

補足ですが、ここでいう代決で文書というのはメール等も入っています。ここに関するものは意思決定を伴うか伴わないかということなんです。台風がきて、被害状況を正午までに報告してください、という場合にはこの代決に該当してきます。報告事項とかそういうことも考えられるということです。校長は午前中にいないけれども、午前中に集約して教育委員会い出さないといけない場合等もあり得るということです。意思決定はやはりおっしゃる通り代理代行的なものでいろんなふうにかかってくるかと思いますが、想定としてはそういうようなことが該当するということです。

篠原委員

そこのところをきちんと伝えてください。伝えないと勘違いする教頭さんがいたら困りますので。そこはなんでもかんでも代決だというわけにはいきませんので、本当に緊急を要することのみだということでよろしく願いいたします。

山下教育長

今の件なんですが、例えば私の例をとりますと、私のところにも回覧の文書が毎日10何通くらいくるんです。1日出張したら今言われたように、今日決裁をして出さないといけない文書をいうのはやはりあるんです。そうでないのは溜まっていくんですが、どうしても期間が迫っているときは、先に代決をしてもらわないといけない。ただ後で後閲というかたちで、これには目を通しましたよと、見ておりますという意味で私は判子を押すんですが。校長が後閲で押したということは、この文章は後にですが、確認しましたよという意味が込められていると思うので、そういう意味で理解をしていただければと思います。そうしないとこの文章は校長が知らない間に出して、ずっと見ていないということになるとちょっといけないかなと思いますので、そういう意味でご理解いただければと思います。

山下委員

はい。例えば迅速的、緊急的なものについて、先ほどの代決の話もあるんですが、例えばデータなりメールなり画像なりで実際すぐに見ることができるわけでありまして。そういったものについては今の法律も必要かなというのがありますし。例えばこれですと今度必ず緊急性があるものについては、非常に事務処理が煩雑になって遅れてしまう部分があったりする。なにかしら緊急性があるものについては、何か最後に補足をひとつ付けておいて、「教育委員会並びに教育長等々、緊急なものに対しては」と何か一文付けておくと、これ以外に本当に緊急な場合については発信できますよと、逃げではないんですが、そういう一言も必要なのかなというようなことも感じました。以上です。

山下教育長

今の件についてはどうでしょうか。

山本課長

今、山下委員さんのご意見で、緊急性の非常に高いもの、そういった案件が発生した場合に、この規定に沿った対応そのものが遅れしまって取り返しがつかない事態とか、そういった懸念もあるんじゃないかなということでしょうか。

山下委員

そうですね。

山本課長

そういったご意見は確かに想定される場所だと思います。25ページの第28条に「この訓令に定めるもののほか文書事務に関する必要な事項は教育長が別に定める」ということを書かせていただいております。今の山下委員さんのご指摘はこの教育長の別に定め

るものにあたるかどうかということも含めまして、事務局の方で検討させていただければと思います。

山下委員 よろしくお願ひします。

山下教育長 他、ございませんか。それでは賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全委員挙手

山下教育長 全会一致で可決いたします。続きまして議案第17号、加賀市立図書館資料の貸出しに関する要綱の制定について前野館長お願いいたします。

- 議案第17号 加賀市立図書館資料の貸出しに関する要綱の制定について
前野館長 資料に基づき説明

山下教育長 加賀市立図書館の資料の貸出しに関する要綱の制定についてということで、今までは要領として内部規定としてあったのを、今年度、あわら市との協定を結んだということで、あわら市の在住の方へも本を貸し出すことができるようになったと。そういうことも併せてきちんとした要綱として定め直すというものであります。その要綱が31、32ページにわたって書かれておりますし、申請書は33ページ、貸出券が34ページに載っているということでありまして。これについてご意見、ご質問ございませんか。

篠原委員 お願いします。従来の要領を要綱へ変えるというお話でした。ということはこの要綱というのは、先ほどあわら市等々のことがありましたが、ほぼ従来の要領と変わっていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

前野館長 変わった点につきましては、31ページの第2条2の(2)です。福井県あわら市に在住する個人(平成28年7月5日締結の加賀市・あわら市図書館資料の貸出しに関する協定書による)この部分だけでございます。

篠原委員 ありがとうございます。

山下教育長 他、ございませんか。

疎委員 加賀市があわら市の方に貸し出すということは、加賀市の方もあわら市で貸してもらえるとということですか。

前野館長 加賀市民があわら市の金津図書館とあわら図書館で貸出券を作成する場合は、加賀市の図書館の貸出しカードと身分証を持ってあわら市の図書館へ行けば貸出券が作成できます。

疎委員 そこで作成してもらうんですね。

前野館長 はい。あわら市の図書館へ行って貸出券を作成していただきます。その時点で借りることができます。

山下教育長 今のは平成28年の7月5日に加賀市・あわら市の4つの図書館で相互に貸し出しができるという協定を結んだものでありますので、加賀市にない本もあわら市にはあるかと思っておりますので、貸し出しができるようになったということでありまして。

他、ございませんか。それでは議案第17号、加賀市立図書館資料の貸出しに関する要綱の制定について賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全委員挙手

山下教育長 全会一致で可決といたします。続いて、議案第18号、加賀市立図書館の相互貸借に関する要綱の制定について前野館長お願いいたします。

- 議案第18号 加賀市立図書館の相互貸借に関する要綱の制定について
前野館長 資料に基づき説明

山下教育長 加賀市立図書館の相互貸借に関する要綱の制定について説明がありました。国立の国会図書館から借り受けた資料を複写したい場合は、国立図書館に複写申請をして、国立図書館で複写したものを加賀市立図書館に郵送してもらっていたということで、それを効率的にするために、「他館との相互貸借についての利用規定」が必要であるために設けられたということでありますね。これについてご意見、ご質問ございませんか。

篠原委員 お願いします。大変ありがたいことになったと喜んでおります。従来でも石川県の県立図書館の資料は借りることができましたよね。

前野館長 はい。

篠原委員 借りて、加賀市立図書館で複写していただくことができましたよね。それが今度は全国レベルに広がったというふうに理解してよろしいですか。それとも国の国会図書館だけですか。教えてください。

前野館長 はい。県立図書館以外の公立図書館から借りたものも、他館の規定によってコピーできますというものはコピーできます。国会図書館は加賀市がもっていなければいけない相互貸借という規定がなければ複写ができないんです。今まではその相互貸借の規定は、県の公共図書館の規定によってしていたんですが、国立国会図書館を相手にする場合は、石川県の規定ではなくて、加賀市としての相互貸借の規定を定めておかないとそれがないので、今回加賀市としての相互貸借に関する要綱を制定するものです。

山下教育長 要するに加賀市が相互貸借に関する要綱を制定したことによって、国会図書館のものを中央図書館で複写することができるようになるというふうに理解してください。

篠原委員 付け加えて、現状では、他県の図書館の資料なんかも借りることができるわけですか。

前野館長 はい、他の公立図書館から借り受けることはできます。借り受けた図書館が複写できますということであれば、加賀市立の図書館で複写はできます。

篠原委員 例えば富山県の図書館で本を借りました。借りた本人がこれを複写してほしいと言っても、富山県の図書館がダメと言えはダメということですね。

前野館長 そうです。

篠原委員 今は国会図書館が認めたものに関してはオッケーだというふうに理解したらよろしいですか。

前野館長 そうです。

篠原委員 わかりました。

山下教育長 他、ございませんか。では、議案第18号、加賀市立図書館の相互貸借に関する要綱の制定について賛成の方は挙手をお願いします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全委員挙手

山下教育長 全会一致で可決といたします。本日の審議事項は以上で終わります。続いて報告事項に

入りたいと思います。報告第4号、加賀市三森良二郎奨学金の制度変更（案）について山田次長お願いいたします。

- 報告第4号 加賀市三森良二郎奨学金の制度変更（案）について
山田次長 資料に基づき説明

山下教育長 加賀市三森良二郎奨学金の制度変更（案）について説明がありましたが、これについてご意見、ご質問ございませんか。

篠原委員 お願いします。5名が10名になるということで大変喜ばしいことだと思いますが、一応懸念しているのは、三森良二郎奨学基金の原資の問題です。人数が倍になるということは原資が早くなくなってしまうということが十分に予測されますよね。そういうことに対して、増やすのはよろしいんですが、早くなくなってしまうと、三森良二郎さんのずっと長い間加賀市の子ども達にという意味が、途中で短くなるのはいかなものかなというのがひとつあります。今は月額2万円ですから、4年間もしくは医学部だと6年間ということで、この間の限定支給だと思いますが、これが倍増するということへの危惧をいたしているんですが、その点についての見通しについてお聞かせいただければ幸いです。

山田次長 このままでいきますと、10名に増やした場合、25年で原資が尽きるというようなかたちになります。議会で局長がお答えしたのは、今後原資の積み増し等も考えながら、運営していくということも考えるというようなことで答弁させていただいたかと思います。このまま積み増しがなければ25年で原資が尽きるということでございます。

梶谷局長 すみません補足で。予算委員会ではそこまで踏み込んでいないので、訂正させていただきます。三森良二郎の基金残高は今、2億4～5千万円だったと思います。取り崩しの額でいきまして、今の現行5人でいきますと50年もつと。それよりも今近々の課題である人口減少も含めて、子ども達、地域への貢献ということを考えて倍にして、とりあえず25年ということで。あとからも出てきますが、予算決算委員会で言ったのは、後で出てくる高校生を対象にする加賀市奨学金、こちらの方は原資が少ないので、現行でいくと10年、倍にすると5年になってしまうので、2億いくらというものを併せた、新たな支給制度を考え、三森良二郎と高校と大学が別というものではなくて、あるもので併せて対応できないかと。そうすると25年が10何年になってしまうかもしれないんですが、とりあえずはまずそういったところに、あるものを有効に使っていこうという考え方で説明はさせていただきました。

あとこれは内部協議になるんですが、それは次長が言ったように10何年しかもたなくなってくるというのがありますので、その場合は原資の積み増し等もやっぱり視野に入れた検討は行わなければいけないなということで、当分の方はそう思っております。まだ制度的にはないんですが、まずは基金を一本化してもたせていこうかという考えであります。

篠原委員 ひとつだけお願いします。趣旨はよく分かりますし、加賀市に定住する若者を増やしていきたいということもよくわかるんですけども、やはり大事なのがご遺族の意思です

ね。三森良二郎の奨学金をいただいて、それで加賀市の未来ある子ども達にというご意志がございますので、そのご遺族の意思を十分に尊重していただきたい。なにもなければ50年、人数を倍にすると25年だと、そしてもし加賀市奨学金と合体すると10数年になると。それではちょっと私個人としては、ご遺族の意思はどうかと危惧いたします。長い間、三森良二郎さんという方にお世話になったということが非常に大事なことになると思っておりますので、是非そのことも併せてご遺族の意思を確認していただきたい。その上で加賀市としては、子ども達にそのような運用をしていただきたいとお願いをしているわけでありまして。以上です。

山下委員

はい。拡大要件の加賀市に居住しない者というのが非常に気にかかっているんです。当初、加賀市に居住する者という定めがあったわけですね。たぶんそれにはなにかしら制度にあたっての趣旨とか何かあったかと思うんですが、三森奨学金の一番最初のスタート時の趣旨、目的について加賀市に貢献するとか何かがあったのか、なかったのか。その辺の資料がないのでわかりませんが。

山田次長

現行では加賀市に居住する者という要件がないんです。5名については加賀市にいないでもいいという規定なんですけど、今度改めたのは10名のうち、そういう方は5名以内にして、それ以外は加賀市に居住していただく方というふうにして改めたということです。

山下教育長
梶谷局長

そのところを誤解のないようにわかりやすく説明をお願いします。

現行は5名、これは加賀市出身であれば大学へ行って戻って来なくてもいいと、条件は丸っきりありません。海外に行ってもいいですし、戻って来てもいいということなんですけど、29年度新たに募集するのは、帰ってきてまず5年住んでいただく、そうするともう返還義務は発生しません。一旦戻って来てすぐに出ていくのはダメだということです。29年度に限っては選考を2月に行っています。この方々は議会が通る前なので現行制度で5人で条件はありません。そして新たに5人を追加する。もう大学へ行ってしまっているのが募集も難しいんですが、高校を通じてとか保護者の方に周知していく方法を考えなければいけないと思っています。あと4番目の30年度の見直しですが、29年度の状態を踏まえて制度変更を検討すると書いてあるんですけども、将来的には地元へ戻る方を10名にできないかという方針です。ですけども、5年の条件がついたら誰も募集がなかったということになってくると、制度運用を考えなければいけないということで検討するということになっております。今までは5名で支給をしているんですが、戻ってきた方というのがほとんどおりません。ということで逆に加賀市の発展のために出るのはいいんですけど、本当に加賀市のためになっているのかという面もありまして。基金の創設者としては加賀市の発展のため、そういう人財の育成なんですけど、そういうふうな意味合いもありまして、制度の見直しを検討するということでもあります。

山下教育長

そうしますと拡大採択要件の2行目の「大学卒業後、加賀市に居住しない者については5人以内とする」という、ここですね。要するに今、来年度に関しては5名をもう決めましたよね。その方たちはどこに行ってもいいと。これから募集する5名に関しては、大学卒業後5年間は加賀市の方に住んでもらえるという方について、奨学金を支給しますという人たちですね。

29年度の募集に関してはあと5名はそのようなかたちで募集をすると。ただ30年以降はその状況を見て検討するという事です。これでよろしいでしょうか。

続いて、報告第5号、加賀市奨学金の制度変更（案）について山田次長お願いいたします。

- 報告第5号 加賀市奨学金の制度変更（案）について
山田次長 資料に基づき説明

山下教育長 これにつきましても5名は既に決定しております。あと5名を追加募集するという事で、それに関しては加賀市内の高校に在学中の、要するに現1年生になった子ですね。そこに募集をかけるということでもあります。この件についてご意見、ご質問ございませんか。

篠原委員 2番の(2)の拡大採択要件の文言については先ほどと同じように読めばいいわけですね。制度拡大のよる5人分については、加賀市内の高等学校に進学する者とする。

梶谷局長 はい、合わせてください。

山下教育長 他、ございませんか。続いて報告第6号、加賀市立小学校及び中学校の入学式における教育委員会祝辞について山田次長お願いいたします。

- 報告第6号 加賀市立小学校及び中学校の入学式における教育委員会祝辞について
山田次長 資料に基づき説明

山下教育長 祝辞の件ですが、もしご意見等があれば後ほど言っていただくということでよろしいでしょうか。

山下委員 祝辞ですが、これはいつも私で作っているんですが、自分の文章に当てはめさせていただくということでよろしいですか。

山下教育長 祝辞ということで、若干それぞれの学校に対してのお祝いの言葉に変更しても構わないということですので。一応原案はこのようなかたちで出させていただきます。

山下委員 すみません、ちょっと気になるのが、活字で見るとわかるんですが、聞き言葉というのは案外わかりづらい言葉があったりすることもあります。2、3つチェックしているのが、「翌日」は「次の日」の方がわかりやすいとか、「他者」というのが「他の人」の方がわかりやすいとか、見てわかる言葉と聞いてわかる言葉を少し気にしていただいた方がいいかなと思います。以上です。

山下教育長 特に小学校の場合は、新1年生が話を聞いていてわかりやすい言葉の方がいいかなと思います。後半、保護者に対しての内容もありますので、保護者に関してはそれでいいかなと思いますが、前半の子ども達にはなるべくわかりやすい内容の方がいいかなとは感じます。若干やわらかく、喋り言葉で言っていただいても結構ですので。一応原案ということでお願いします。続いて、報告第7号、加賀市議会定例会（3月）の答弁について山本課長お願いいたします。

● 報告第7号 加賀市議会定例会（3月）の答弁について

山本課長 資料に基づき説明

山下教育長

本当に教育委員会への質問がいっぱいありまして、1問1答形式で、再質問も入れて私と局長で述べ30回以上答弁に立ったということでもあります。最近施策が多い分、教育委員会への質問が大変多いということでもあります。これはまた読んでおいてください。

梶谷局長

こちらの方は事務局で質問の通告があったものに対して答弁を作成したものです。議場で答えたものではないということだけをご承知いただきたいと思います。例えば、別冊の12ページの（2）基金残高の見込みについてということで、答弁の下から2行目のところなんですけど、これは全然答えておりません。一番下の「基金を積み増すことも視野に入れながら、制度の運用方法を検討してまいります。」とこれは答えておりませんので、先ほど言った通りでありまして、これではなくて、この後の予算決算委員会では基金の統一を併せながら考えていきたいと別答弁になっております。あくまでも用意した答弁だということでもあります。その辺だけご承知ください。正式なものは議事録として出るものでご確認をいただきたいと思います。

山下教育長

それでは次、その他にいききたいと思います。平成29年度当初予算について山本課長お願いいたします。

● 平成29年度当初予算に係る説明

山本課長 資料に基づき説明

山下教育長

平成29年度当初予算の教育委員会関係で丸を付けたもの、これ全体が29年度の施策で大変多いものでもあります。全部を見ていくのは難しいかと思っておりますので、読んでおいていただければと思いますが、特にご質問等あればお伺いいたしますが、どうでしょうか。今ぱっと見てではなかなか難しいと思っておりますので、ご質問等あれば個別にいただければと思います。それではその他の2番、人事異動につきましては最初に紹介させていただきましたので、割愛させていただきます。

次、その他のその他で会議等の予定について山本課長お願いいたします。

● 会議等の予定について

山本課長 資料に基づき説明

山下教育長

それでは今2つの日程がございます。市長も成人式は非常に厳粛なかたちで行いたいということをお申しておりますので、またよろしくお願いたします。

それでは次回の定例会は4月27日木曜日の午前中でよろしいですか。では9時からということでもよろしくお願いたします。

それでは今回の定例会で予定をしておりました議案は終わりましたけど、この際何かございますか。

山下委員

ひとつよろしいですか。中学校の日曜部活の中止ということで、その辺の経緯とかPTAとのやりとりなどがわかれば次回で結構ですので、お知らせいただければと思います。非常に疑問に思っている保護者関係の方がいらっしゃるので。

山下教育長

この件については昨日の校長研修会、教頭研修会で通知を出しました。3市1町小松管内の加賀市、小松市、能美市、そして川北町の教育長、事務局が集まりまして決定をしました。基本的には原則として日曜日は部活動を行わないと、ただし中体連の大会は除く。それと中体連の大会に参加して、北信越大会、全国大会に出場する場合は例外とすると。それから各種競技団体などが主催する大会とか合宿とか、合同練習会とかそういうものも結構ありますが、それに関しては年間6回までは認めると、しかしそれ以上は認めないという内容であります。理由については、まず第1に文科省から週1回休養日をつくるのが望ましいという通知が出たということ。それから2番目に生徒の健康管理、心身のリフレッシュ、そういうことを考えた時にやはり週1回休養日が必要であるということ。それから3番目にスポーツ医学の見地から見てもずっと休養日をつくらずに部活動をやるということは、今発達段階の中学生にとっては非常に危険であるということ。4番目に全部の中学校の教職員にアンケートをとりました。その中で7割くらいの割合で部活動で週1回休養日をつくるのが必要であるという意見がありますし、半分の先生はもしつくとしたら日曜日が望ましいと。これも7割くらいの先生方が部活動に対しての負担感を持っていると。こういう教職員の多忙化、これは国の方でも、教職員が多忙であり、部活動を軽減することを考えなければいけないというようなこともあげられております。そして親子のコミュニケーションを計る時間が必要であるというような理由からこういうかたちでつくらせてもらいました。北國新聞の社説なんかでは全県まとまってこういうふうにするのが望ましいんじゃないかというようなことも書かれておりました。教育長の会議では、そういうような意見でだいたいまとまっているんですが、まだ細かい規定までを全県統一して作っていくことは難しい段階で、たぶんこれからそういうことになっていくと思いますが、さしあたって小松管内の3市1町の教育長級で集まりまして、きちんとやっつけていこうと決めました。これに関してはいろんなご意見あります。100%満足のいくかたちにはできません。これは保護者でも先生でもいろんな意見がありますので、もっともっとやりたいという顧問もいますし、日曜日も練習をしてほしいという保護者もいますし、反対に健康面を考えたら1日は休養日をつくってほしいという保護者もいます。文科省は中学生に関しては週2回休養日をつくりなさいと言ってはいるんですが、2回というのは我々としてもきついということで、日曜日を休みにすると。これは文化部も一緒であります。日曜日に大会に出場した時には、翌日の月曜日を休みにするというような規定であります。このようなかたちで4月から実施をしていくということを昨日校長会、教頭会で連絡をしました。これに関しては、外部指導者など、やっつけていくと色々な問題が出てくると思うんですけども、昨日も現にこんな場合はどうなんだ、ということが出てきましたが、ひとつ例外を認めたら次から次へと認めなければいけなくなるので、今のところは3市1町とも例外を認めず、このかたちでやると。ですからこれから日曜日に学校で部活動をしているということがなくなるということです。

他、ございませんか。

長時間にわたり慎重に審議をしていただき誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を記載し、会議録を作成する。